

令和3年9月7日

コロナ禍収束に向けた盛岡市独自の対策に関する請願

紹介議員氏名 豊村徹也

請願第 5 号



令和3年9月7日

盛岡市議会議長様

請願者

新型コロナを学ぶ会 代表

住 所：盛岡市 [REDACTED]

連絡先：[REDACTED]

氏 名：安部茂樹



コロナ禍収束に向けた盛岡市独自の対策に関する請願

【請願趣旨】

昨年から続くコロナ禍に際し、コロナ禍収束にあたって行政の役割は大きく、大多数の住民は1日も早い収束を強く望んでいるのではないでしょうか。

収束への願いは、個人はもちろんコロナ禍によって著しく収益が悪化している飲食業や宿泊業および関連産業を営む事業者および従業員や、中止や縮小を余儀なくされている地域行事やお祭り、冠婚葬祭、学校行事に関わるあらゆる立場、年齢を超えた住民の願いであると考えます。

コロナ禍に伴う長期にわたる行動制限、地域経済および家計の慢性的な悪化により、大多数の住民は、憲法上保障されている「健康で文化的」な生活が大きく損なわれると考えられることから、コロナ禍収束および住民のコロナ禍生活への不安解消に向けた盛岡市独自の対策として、以下請願します。

【請願事項】

1、 新型コロナ陽性者の実態の公表

住民が自分自身の属性に応じて、コロナ陽性によるリスク（発症率、重症化率、致死率）を正確に把握し、接種の判断をするために、専用ホームページでの公表を請願します。

具体的には、盛岡市保健所で把握している指標のうち、月・週・日別のPCR検査測定者数、陽性者数、重症数（基礎疾患の有無）、死亡者数（基礎疾患の有無）、並びに各指標について、ワクチン接種有無などリスク分析に資する情報のタイムリーな公表を請願します。

現時点では、メディアが陽性者を感染者数と報道し、症状の軽重の程度について、世代や基礎疾患の有無を無視して不安を煽っている状況であり、早期の収束を阻害している。

2、特例承認ワクチン接種による副反応の公表（コロナ陽性者数の発表と同基準）

具体的には、以下を機械的に集計し、盛岡市独自媒体（広報誌・ホームページ）で公表

- ・死亡者のうち、厳密な死因を問わず1年以内の特例承認ワクチン接種者（ファイザー社、モデルナ社等）
- ・体調不良による医療機関受診者のうち、1年以内のワクチン接種者の数

特例承認ワクチンは、発症および重症化予防の有効期間が不明であること及び副反応の種類、重症度および発症までの期間が不明なため、日毎・週毎・月毎に公表することで、コロナ感染による自然免疫の獲得とワクチン接種後の副反応疑いのリスクのどちらが自分自身の健康に与える影響が少ないか属性に応じてワクチン接種の可否を判断できるため。

これまでの実態から、重症化・死亡リスクが皆無な世代に対して、通常承認された医薬品に比べて、副反応の程度および発症期間が不明な特例承認ワクチンを行政が率先して、推奨していると誤解されたり、行政行為の瑕疵に対して損害賠償請求されたりしないため。

ワクチンは通常使用される医薬品と異なり、健康な人が接種する場合が多いため、健康被害については、あくまで自己判断・責任の結果であることを周知徹底する。

3、法令違反疑いのある「新型コロナワクチン接種のお知らせ」撤回

盛岡市から住民宛て発送されている「ワクチン接種のお知らせ」の記載内容が、現時点で薬機法第66条（誇大広告の禁止）に抵触している可能性が高い。

特に「発症予防効果は約95%と報告されています」の表記は、根拠論文を示していないため、住民自ら根拠を検証することができず、行政が保証したと誤解され、効果に対して住民に誤った認識を持たせてしまう可能性を否定できない。数字から類推するにファイザー社およびモデルナ社の治験結果のうち、相対リスク減少率を引用していると考えられる。

しかし、この治験は、日本人と比べて著しく発症率の高い外国人に対しての結果である。さらに治験参加者の年齢構成については、65歳以上の構成比は0.3%以下であり、実際の運用とは異なる特殊な条件下で行われている。よって、日本人の65歳以上の接種希望者にと

って、接種者と非接種者と比較した有効性を示す指標として、信用に値する数値ではないと言える。以上より、表記されている 95%の発症予防効果は、特殊な条件下での理論値かつ副反応を無視した数値に過ぎず、実態と乖離しており、薬機法第 66 条違反疑いが強い。

加えて、2021 年 7 月、先行接種国であるイスラエルの保健省は、ワクチン 2 回接種者について、デルタ変異株の感染予防効果は 39%であることを認めている。2021 年 9 月現在、ワクチン接種の有効性は 0 に近い（よって、イスラエルは接種後 6 ヶ月以降は未接種者扱いする公式見解を発表し、3 回目接種を進めている）。同時に、ワクチン接種者のうちデルタ株で重症化している事例が多く発生していることで、デルタ株に関しては、ワクチン接種者の方が重症化しやすい理由として、抗体性感染増強 ADE の可能性が指摘されている。

以上より、添付文書記載の発症予防効果自体、実態と異なる可能性を否定できない。

この点は、行政からの案内文書を信用して、重篤な健康被害を受けた住民に対して、接種にあたって行政がワクチンへの信頼性を高めた点について無関係とは言い難い。

そのため、健康被害の損害賠償の法的責任の有無とは別に、著しく行政への信頼失墜のリスクを孕んでおり、盛岡市として、掲題の行政文書の撤回（ないしは修正）を住民に周知することは、感染者数の発表とは異なる次元で必要緊急な措置であると考える。

4、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」に関する 20 歳未満への説明

特に 12 歳以上の子どもに関して、実質的に自分で判断することは不可能であることから、教員および保護者に対して、岩手県盛岡市における 10 代 20 代のコロナの重症者数、死亡者数のデータの提示および全国のワクチン接種後の重篤な副反応および死亡者数の報告者数を提示するとともに、ワクチン接種者とワクチン非接種者で発症リスクが具体的にどれだけ違うかの有効性の実態の提示を求める（添付文書記載の治験結果および厚労省が隨時公表している資料では、接種者と非接種者の有意差は見出せないため）。

有効期間も副反応の発症までの期間も不明であることをメーカーおよび国が認めている、特例承認ワクチンである点などを特に丁寧な説明の機会を複数回設けた上で説明を理解したことを証明する確認書を取り付けることを請願する。

5、PCR 検査の原則中止または Ct 値の実態に即した数値への変更

PCR 検査による診断は、ウィルスの活性・不活の分別ができるだけでなく、偽陽性お

および偽陰性を排除できないことが科学的に明らかであるにも関わらず、陽性と診断された場合、実態として、社会生活に対して著しい制限を強要されている。

しかしながら、これまで陽性者とされる症状の大部分が通常の風邪症状と同様であり、PCR検査を中止したところで、症状の治療にあたって、臨床上、支障はないと考える。

住民個々人の健康問題に関しては、治療目的の限度を超えたPCR検査の運用によるメリットは、治療の観点から少ない反面、限られた医療資源・財源に対して、他の疾患と比較して必要以上に負担をかけている。PCR検査陽性者ではなく、患者の治療に集中するためにPCR検査は、希望者以外は原則禁止またはCt値の実態に即した数値への変更を請願する。

6、特例承認ワクチン接種後の因果関係が否定できない全ての有害事象を対象とした補償制度の設立

特例承認であるため、長期の安全性および副反応の種類・程度が不明であり、厚労省発表（2021年8月25日時点）でワクチン接種後の死亡者数（1,093人）、重篤者（3,858人）が報告されている。上記の副反応リスクの状況を踏まえ、接種希望者が接種後に健康被害を受け、因果関係を否定できない場合、行政として補償する制度の設立が望まれる。

一例として、補償期間や内容に応じた補償料を事前に支払うことで、一定期間内に生じた健康被害に対して、医療負担の一部または全部を補償する。これにより、行政が税金を使って推奨する特例承認ワクチンによる健康被害の責任主体を明確化することができる。

7、ワクチン接種後の副反応疑い専用相談窓口の設置

特例承認ワクチンは、添付文書に明記されている通り有効性の持続期間が確立されていない。同時に副反応がどの程度、身体のどこに影響し、どのくらいの期間続くのか、また副反応発症までの期間にどの程度時間を要するのか、不明である。よって、これまでの医学的知識で臨床医が診断する場合、ワクチン接種に起因しない体調不良とワクチン接種を起因とした健康被害の区別を誤る可能性を否定できない。

また、かかりつけ医がワクチン接種した場合は、立場上、ワクチン副反応を診断しにくいと考えられる。以上より、1人でも多くの住民がワクチン接種日以降、健康被害を受けても安心して相談するとともに副反応疑いの事例を集約し、ワクチン接種希望者の判断に供するための専用窓口の設置を請願する。

以上

